

# 一人親方組合災害防止規程

建設業あゆみ

一人親方組合

## (目 的)

**第1条** この規定は、組合員の建設作業における災害防止に関する事項について定め安全管理と健康増進を目的とする。

## (安全管理)

**第2条** 組合は、安全管理担当者（理事のうちから組合長が委嘱する。）を置き組合員の安全管理を行うものとする。

- 2 安全管理担当者は、作業場、作業方法等について定期的に点検を実施するほか、組合員の安全作業に関する教育訓練の責任を有し、発生した災害原因の調査及び対策を行うものとする。
- 3 組合員は、安全管理担当者の指示に従い、進んで災害防止に努めなければならない。

## (衛生管理)

**第3条** 組合は、衛生管理担当者（理事のうちから理事長が委嘱する。）を置き、組合員の衛生管理を行うものとする。

- 2 衛生管理担当者は、作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談、その他組合員の健康保持のための措置を行うものとする。
- 3 組合員は、衛生管理担当者の指示に従い、進んで衛生管理に努めなければならない。

## (安全作業)

**第4条** 組合員は作業にあたっては次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 組合員は、作業前に準備体操を行わなければならない。
- (2) 組合員は、作業前にその日の作業内容を熟知し、材料、器具の点検を確実に行うほか作業服装に注意しなければならない。
- (3) 組合員は作業足場について次の事項を注意しなければならない。
  - ・足場に使用する材料は、損傷、変形、腐食がないかどうか点検すること。
  - ・抱き合わせ足場は使用しないこと。
  - ・鋼管足場は、継手、金具等のゆるみがないかどうか点検すること。
  - ・材料としての足場板は、巾20cm以上、厚さ3.5cm以上、長さ3.6m以上のものを使用すること。
  - ・足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、且つこれを超えて積載しないこと。
  - ・つり足場は、動揺、転位等を防止するための措置を講じること。
- (4) 腕木、布、はり、腕立その他の作業床の支持物は、荷重によって破壊することのないよう注意すること。
- (5) 床材は、転位、脱落しないように2以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検す

ること。

- (6) 乗降のため、やむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台としないこと。
- (7) 材料、器具、工具等を上げ下げするときは、つり網、つり袋等を使用すること。
- (8) 命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。
- (9) 倒壊を防止する筋かい、壁つなぎ又は控の安全を点検すること。
- (10) 感電事故のおそれのある作業においては、電源を切って作業するか、又は、絶縁管、絶縁覆等を表着し、接触による危険を防止すること。
- (11) 材料の製作運搬の等のため、ミキサー、ウインチ、砂フルイ器等を使用するときは、点検等によって危険を防止すること。
- (12) 暴風雨等悪天候のため、作業の危険が予想されるときは、作業を中止すること。

#### (衛生措置)

**第5条** 組合員は、常に自らの健康管理に留意し、心身の過労を戒めること。

- 2 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業場においては、特に作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

#### (その他)

**第6条** 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められる「安全衛生管理体制」「原動機及び動力伝達装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「落下防止」「崩壊落下の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項、また東日本大震災に伴う原発事故により放出された放射性物質等の除染等作業を行う場合は「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年12月22日付け基発222第6号）」に規定された「第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法」及び「第4 被ばく低減のための措置」を講じること。

付 則

- 1 この規約は、各組合が労働局の承認を受けた日から施行する。